

介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム 末広たいせつの郷」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
事業所番号（0172904393）

当施設はご契約者（ご利用者）に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果、要介護度3以上と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方、又、特例により要介護度1～2の方でも入居は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	2
6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）	5
7. 残置物引取人	7
8. 緊急時の対応	7
9. 事故発生時の対応	7
10. 身体拘束・虐待防止	7
11. 苦情の受付について	8

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 旭川市東鷹栖2線18号1045番地 |
| (3) 電話番号 | 0166-58-3333 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 杉野 勝美 |
| (5) 設立年月 | 平成12年6月13日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 施設の種類 | 介護老人福祉施設 |
| (2) 施設の目的 | 介護保険法における要介護者の生活介護 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 末広たいせつの郷 |
| (4) 施設の所在地 | 旭川市末広東1条13丁目2番34号 |
| (5) 電話番号 | 0166-58-5566 |
| (6) 施設長（管理者）氏名 | 黒崎 達也 |
| (7) 当施設の運営方針 | 「目と手と心」で介護を実施する |
| (8) 開設年月 | 平成23年10月1日 |
| (9) 入所定員 | 100人 |

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則としてご利用者、ご家族のご希望にそうようにいたしますので、その旨をお申し出下さい。(但し、ご契約者(ご利用者)の心身の状況や居室の空き状況によりご希望にそえない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
ユニット型個室	100室	収納家具・洗面台設置 居室内トイレ
共同生活室		ユニット型専有
機能訓練コーナー		
浴室	9室	1、3階特殊浴室・3階展望風呂・ 1、2、3階ユニット用浴室
看護・医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の共有部分の利用にあたって、ご契約者(ご利用者)に特別にご負担いただく費用はありません。ただし、居室は除きます。

※ 居室の変更：ご契約者(ご利用者)から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者(ご利用者)の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者(ご利用者)やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者(ご利用者)に対して介護福祉施設サービスを提供する職員として、ご利用者3名に対して1人の看護・介護職員を配置し、他の職員配置も指定基準を遵守しています。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者(ご利用者)に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(入居契約書第3条・三者契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(7～9割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事の介助

- ・ご契約者(ご利用者)の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 入浴の介助

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。

③ 排泄の介助

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者（ご利用者）の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ご契約者（ご利用者）の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護・介護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（入居契約書第5条・三者契約書第6条参照）

別表1の料金表によって、ご契約者（ご利用者）の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

また、当施設は管理栄養士を配置した体制で、ご利用者への栄養マネジメントを実施しています。

※ご契約者（ご利用者）がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者（ご利用者）が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者（ご利用者）の負担額を変更します。

※ご契約者（ご利用者）が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。（入居契約書第18条、第21条・三者契約書第19条、第22条参照）

① サービス利用料金	2,460円
② うち、介護保険から給付される金額	2,214円
③ 自己負担額（①－②）	246円

※上記は1割負担での利用料金になります。

※社会福祉法人による利用者負担の軽減制度があります。

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）の別添2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」に基づき、生計が困難な者として市町村が認めた者に対し、市町村が交付した確認証の内容に基づき利用料の軽減を行います。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（入居契約書第4条、第5条・三者契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供に要する費用 別紙1

当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者（ご利用者）の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

② 居室の提供に要する費用 別紙1

当施設は、全室ユニット型個室となり、ご契約者（ご利用者）の希望、心身の状態に考慮して提供します。

③ 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者（ご利用者）のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
利用料金：要した費用の実費

④ 理髪・美容

理容料金：1回 カット 2, 200円。 美容料金（髪染め、パーマ等）：実費。

⑤ 貴重品の管理

ご契約者（ご利用者）の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は当法人の「所持金品管理規程」によります。

○利用料金：1か月当たり 1, 000円

⑥ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者（ご利用者）の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：内容により、材料代等の実費を頂く場合があります。

⑦ 複写物の交付

ご契約者（ご利用者）は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑧ ご契約者（ご利用者）の希望により購入される諸費用実費

新聞・雑誌の購入代金等ご契約者（ご利用者）の希望により要した費用でご契約者（ご利用者）に負担いただくことが適当であるもの。 実費

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨ 入居契約書第19条・三者契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者（ご利用者）が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に1日あたりに係る料金

ご契約者（ご利用者）の要介護度料金	要介護度1 10,320円	要介護度2 10,990円	要介護度3 11,720円	要介護度4 12,390円	要介護度5 13,060円
-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

ご契約者（ご利用者）が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 9,080円

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（入居契約書第5条・三者契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。口座振替、又は施設窓口でお支払い頂けます。口座振替をご利用頂ける銀行は以下の通りとなっております。振替手数料はご負担頂くことになります。

- ① ゆうちょ銀行 ② 旭川信用金庫

1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者（ご利用者）の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 元生会 森山病院
所在地	旭川市宮前2条1丁目1番6号
診療科	内科・消化器科・外科・肛門科・整形外科・脳外科等

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	永山歯科医院
所在地	旭川市永山4条6丁目1番18号

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者（ご利用者）は退居していただくこととなります。（入居契約書第13条・三者契約書第14条参照）

① 要介護認定によりご契約者（ご利用者）の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者（ご利用者）に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者（ご利用者）から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者（ご利用者）からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（入居契約書第１４条、第１５条・三者契約書第１５条、第１６条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者（ご利用者）から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者（ご利用者）が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者（ご利用者）の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご利用者がご契約者（ご利用者）の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（入居契約書第１６条・三者契約書第１７条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご契約者（ご利用者）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者（ご利用者）による、サービス利用料金の支払いが６か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者（ご利用者）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者（ご利用者）が連続して３か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者（ご利用者）が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

ご契約者（ご利用者）が病院等に入院された場合の対応について（入居契約書第１８条・三者契約書第１９条参照）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、６日間以内の短期入院の場合

６日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金（１日２４６円）と居住費をご負担いただきます。

※上記は１割負担での利用料金になります。

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありませんが、居住費はご負担頂きます

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退居のための援助（入居契約書第条・三者契約書第17条参照）

ご契約者（ご利用者）が当施設を退居する場合には、ご契約者（ご利用者）の希望により、事業者はご契約者（ご利用者）の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者（ご利用者）に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（入居契約書第20条・三者契約書第21条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者（ご利用者）の所持品（残置物）をご契約者（ご利用者）自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（入居契約書第20条・三者契約書第21条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者（ご利用者）又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

8. 緊急時の対応・非常災害時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

感染症や災害が発生した場合でも、ご利用者ができる限り継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画（BCP計画）を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご契約者（ご利用者）、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 身体拘束・虐待防止について

- (1) 利用者の人権の擁護・身体拘束・虐待等の防止のため次の措置を講じます。
- ①身体拘束・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理並びに各種相談の体制整備
 - ③その他身体拘束・虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による不適切な身体拘束並びに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 事業所は、身体拘束・虐待発生の防止に向け、「身体拘束廃止に関する指針」「虐待の防止のための指針」の事項を実施します。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を設置します。

11. 苦情の受付について（入居契約書第22条・三者契約書第23条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は当法人の苦情・相談規定により受け付けます。

〈苦情受付窓口〉

苦情受付担当者名 伊藤 大介（副施設長）
電 話 番 号 0 1 6 6 - 5 8 - 5 5 6 6
F A X 番 号 0 1 6 6 - 5 8 - 5 5 6 8

(2) 行政機関その他苦情受付機関

旭川市福祉保険部福祉保険課	電話番号・0 1 6 6 - 2 5 - 6 3 1 2
国民健康保険団体連合会	電話番号・0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1
北海道社会福祉協議会	電話番号・0 1 1 - 2 4 1 - 3 9 7 6

別紙 1

特別養護老人ホーム 末広たいせつの郷 料金表（1日あたりの料金）

介護老人福祉施設サービス（1日あたりの料金） ユニット型個室

要介護度区分		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
① 基本サービス利用料金		670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
ご利用者 負担 第1段階	② 居住費	820 円				
	③ 食費	300 円				
	自己負担計 (①+②+③)	1,790 円	1,860 円	1,935 円	2,006 円	2,075 円
ご利用者 負担 第2段階	② 居住費	820 円				
	③ 食費	390 円				
	自己負担計 (①+②+③)	1,880 円	1,950 円	2,025 円	2,096 円	2,165 円
ご利用者 負担 第3段階 ①	② 居住費	1,310 円				
	③ 食費	650 円				
	自己負担計 (①+②+③)	2,630 円	2,700 円	2,775 円	2,846 円	2,915 円
ご利用者 負担 第3段階 ②	② 居住費	1,310 円				
	③ 食費	1,360 円				
	自己負担計 (①+②+③)	3,340 円	3,410 円	3,485 円	3,556 円	3,625 円
ご利用者 負担 第4段階	② 居住費	2,630 円				
	③ 食費	1,680 円				
	自己負担計 (①+②+③)	4,980 円	5,050 円	5,125 円	5,196 円	5,265 円

介護保険負担割合が2割負担の方

④ 基本サービス利用料	1,340 円	1,480 円	1,630 円	1,772 円	1,910 円
⑤ 居住費	2,630 円				
⑥ 食費	1,680 円				
自己負担計 (④+⑤+⑥)	5,650 円	5,790 円	5,940 円	6,082 円	6,220 円

介護保険負担割合が 3 割負担の方

⑦ 基本サービス利用料	2,010 円	2,220 円	2,445 円	2,658 円	2,865 円
⑧ 居住費	2,630 円				
⑨ 食費	1,680 円				
自己負担計 (⑦+⑧+⑨)	6,320 円	6,530 円	6,755 円	6,968 円	7,175 円

● 他に発生する介護サービス費 (下記は 1 割負担の料金です)

(1 日毎に発生する料金)

日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46 円	① 新規入居者の総数のうち、要介護度 4～5 の割合が 70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 65%以上、又は、痰の吸引や経管栄養等が必要なご利用者の割合が 15%以上。 ② 介護福祉士をご利用者の数が 6 又は端数を増すごとに 1 名以上配置。
看護体制加算 (Ⅰ) ロ	4 円	常勤の看護師を 1 名以上配置。
看護体制加算 (Ⅱ) ロ	8 円	① 看護職員をご利用者数が 25 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置。 ② 看護職員を指定基準に 1 を加えた数以上配置。 ③ 看護職員により 24 時間の連絡体制を確保。
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) ロ	18 円	夜勤職員を指定基準に 1 を加えた数以上の介護職員を配置。
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12 円	機能訓練計画に基づき機能訓練指導員、及びその他の職員により個別に機能訓練を行う。
栄養マネジメント強化加算	11 円	① 低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週 3 回以上実施し、食事を調整する。 ② リスクの低い入居者にも、食事の際の変化を把握し、早期に対応する。 ④ 栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用している。
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	介護サービス費合計金額の 8.3%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善策等を実施している。 (令和 6 年 5 月 31 日で終了)
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	介護サービス費合計金額の 2.7%	

(1ヶ月毎に発生する料金)

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報に加え、疾病状況や服薬情報も合わせて厚生労働省へ提出し、当該情報等を活用している。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円	①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行う。又、介護職員に対し、技術的助言・指導・相談を行う。 ②口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たり、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たり当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。
ADL維持等加算(Ⅰ)	30円	①利用者等(評価対象利用期間が6月を越える者)の総数が10人以上。 ②利用者全員に一定の期間においてADL値を測定し、厚生労働省に提出している。 ③一定の期間後に評価対象利用者の調整済みADL利得を平均して得た値が1以上の場合。
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護サービス費合計金額の1.6%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善策等を実施している。 (令和6年5月31日で終了)

(令和6年6月1日以降、1日毎に発生する料金)

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費合計金額の14.0%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善策等を実施している。
----------------	-------------------	---

- 上記の他に該当した際に発生する介護サービス費（下記は1割負担の料金です）
（1日毎に発生する料金）

初期加算	30円	ご利用者が新規に入居、及び1ヶ月以上の入院後、再び入居した場合30日間加算。
安全対策体制加算	20円 (入居時1回のみ)	外部の研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。
入院・外泊時	246円	ご利用者が入院及び外泊の場合、1月に6日を限度として算定する。入院・外泊の初日及び末日は不要。
療養食加算	6円/回	医師の指示に基づく療養食を提供している。 (1日につき3回を限度。)
経口移行加算	28円	経管により食事を摂取するご利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理、及び、看護職員等により支援を行っている。 (180日間を限度)
看取り介護加算 (I)	72円	基準に適合するご利用者について、看取り介護を行った。(死亡日45日前～31日前)
	144円	上記同様に看取り介護を行った。 (死亡日30前～4日前)
	680円	上記同様に看取り介護を行った。 (死亡日の前日、及び前々日)
	1280円	上記同様に看取り介護を行った。(死亡日)
配置医師緊急時対応加算	325円 (早朝・夜間、深夜を除く時間)	①配置医師が通常の勤務時間外に診察を行った。 早朝(6:00～8:00)、夜間(18:00～22:00)、深夜(22:00～6:00) ②注意事項や病状等についての情報共有、医師との連絡方法、診察を依頼する状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取り決めがなされている。 ③複数名の配置医師を置いていること、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保している。 ④看護体制加算(II)を算定している。
	650円 (早朝・夜間)	
	1300円 (深夜)	
退所時情報提供加算	250円	医療機関へ退居する際、退居先の医療機関に対して、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した。
退所時栄養情報連携加算	70円	厚生労働省が定める特別食を提供している、又は低栄養状態にあると医師が判断したご利用者が医療機関等に退居する際、栄養管理に関する情報を医療機関へ提供した。
退所時相談援助加算	400円	退居日から2週間以内に退居後の市町村、及び老人介護支援センターにご利用者の介護状況を示す文章を添え、居宅サービスに必要な情報を提供した。(1回を限度)

退所前連携加算	500円	退居に先立ち、指定居宅介護支援事業所に対し、ご利用者の介護状況を示す文章を添え居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ指定居宅介護支援事業所と連携し退居後の居宅サービス利用の調整を行った。(1回を限度)
退所後訪問相談援助加算	460円	退居後30日以内に訪問し、相談援助を行った。(1回を限度)
再入所時栄養連携加算	200円	再入居時、退居前の栄養管理とは大きく異なり厚生労働省が定める特別食が必要となった際、病院等の管理栄養士と連携し栄養計画を策定した。(1回を限度)
認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	200円	医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に施設入居が必要と判断し入居した。(入居した日から7日を限度)
新興感染症等施設療養費	240円	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った。(1月に1回、連続する5日間を限度)
夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	21円	夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロの要件に加え、同時刻帯に喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置。
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	22円	以下のいずれかに該当する。 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上。 ②介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上。
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	18円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上。
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	6円	以下のいずれかに該当する場合 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上。 ②介護職員の総数のうち、常勤の職員の占める割合が75%以上。 ③介護職員の総数のうち、勤続7年以上の職員が30%以上。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	介護サービス費 合計金額の 13.6%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善策等を実施している。 ※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)の内、算定できるのは一つ。 (令和6年6月1日以降)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	介護サービス費 合計金額の 11.3%	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	介護サービス費 合計金額の 9.0%	

※ サービス提供体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の内、算定できるのは一つ。日常生活継続支援加算が算定されている場合は算定できません。

(1ヶ月毎に発生する料金)

個別機能訓練加算(Ⅲ)	20円	①「個別機能訓練加算Ⅱ」「口腔衛生管理加算Ⅱ」「栄養マネジメント強化加算」を算定している。 ②上記の情報を相互に共有している。 ③必要に応じ個別機能訓練計画の見直しを行ない、関係職種で共有している。
経口維持加算(Ⅰ)	400円	摂食機能障害があり誤嚥が認められるご利用者が、継続して口から食事を摂るために、医師又は歯科医師の指示に基づき経口維持計画を作成し栄養管理を行っている。
経口維持加算(Ⅱ)	100円	経口維持加算(Ⅰ)を算定し、ご利用者が継続して口から食事を摂るための観察、及び会議等に医師や歯科医師等が加わっている。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行う。又、介護職員に対し、技術的助言・指導・相談を行っている。
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円	褥瘡の発生に係るリスクについて評価を行い、リスクがあるご利用者については、計画を作成し、それに従いケアを行う。(少なくとも3月に1回を限度)その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用している。
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)を算定し、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円	排せつに介護を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入居時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用している。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円	排せつ支援加算(Ⅰ)を算定し、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入居時等と比較し、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はおむつ使用ありから使用なしに改善している。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円	排せつ支援加算(Ⅰ)を算定し、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入居時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円	入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用している。
ADL維持等加算(Ⅱ)	60円	ADL維持等加算(Ⅰ)①②に加え、一定の期間後に評価対象利用者の調整済みADL利得を平均して得た値が3以上の場合。

生活機能向上連携加算	200円	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。
自立支援促進加算	280円	①医師が入所者ごとに、自立支援に必要な医学的評価を入所時、及び、3ヵ月ごとに実施。 ②医学的評価の結果、特に自立支援の必要なご利用者ごとに多職種が共同し支援計画を策定する。 ③3ヵ月毎に支援計画の見直しを行う。 ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用している。
生産性向上 推進体制加算(Ⅱ)	10円	①ご利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。 ②見守り機器等のテクノロジーを導入している。
生産性向上 推進体制加算(Ⅰ)	100円	(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の取り組みによる成果が確認された。
高齢者施設等 感染対策向上加算(Ⅰ)	10円	①第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。 ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している。 ③診療報酬における感染対策向上加算、又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関、又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修、又は訓練に1年に1回以上参加している。
高齢者施設等 感染対策向上加算(Ⅱ)	5円	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。
協力医療機関連携加算	100円 (令和7年 3月31日 まで)	協力医療機関が下記の要件を満たしている。 ①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。 ②施設からの診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保している。 ③病状が急変した場合等において、入院を原則として受け入れる体制を確保している。
	50円 (令和7年 4月1日以 降)	
	5円	

令和 年 月 日

介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 末広たいせつの郷
説明者職名 生活相談員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名

この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、ご入居申込者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 5,001㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成23年10月1日指定

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者（ご利用者）の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者（ご利用者）の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員…主にご契約者（ご利用者）の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご契約者（ご利用者）の機能訓練を担当します。

介護支援専門員…ご契約者（ご利用者）に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

医師…ご契約者（ご利用者）に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

管理栄養士…ご契約者（ご利用者）の状況に応じた、献立の作成や栄養相談などを行います。

調理員…ご契約者（ご利用者）のお食事の調理を行います。

事務員…ご契約者（ご利用者）にかかる事務処理を行います。

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、危険物を持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間 24時間 いつでも自由です。

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、危険物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（入居契約書第21条・三者契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

終日食事が不要な場合は、当日までにお申し出下さい。当日までに申し出があった場合には、重要事項説明書5(2)に定める「食事の提供に要する費用」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（入居契約書第9条・三者契約書第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者（ご利用者）に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者（ご利用者）に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者（ご利用者）の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

4. 損害賠償について（入居契約書第10条、第11条・三者契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者（ご利用者）に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者（ご利用者）に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者（ご利用者）の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。